

重要事項説明書

(訪問看護・リハビリ)

利用者： 様

事業者： 適寿訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書 [2025年 04月 1日現在]

1 適寿訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	康人会 適寿訪問看護ステーション
所在地	神戸市長田区花山町2丁目11-23-202号
介護保険指定番号	訪問看護 (2860690086 号)
サービス提供地域	神戸市内

(2) 営業時間

月 ~ 金	午前9:00 ~ 午後5:00
-------	-----------------

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
従業者	看護師	6名	0名	6名
	准看護師	0名	0名	0名
	理学療法士	4名	0名	4名
	作業療法士	2名	0名	2名
	言語聴覚士	0名	0名	0名

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

2 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)を提供することを目的とする。

<運営の方針>

(設立の理念)

○ノーマライゼーションの精神を基本とし、障害を持つ人々がより“普通”に生活できるための援助を目指す

○介護者の精神的・肉体的負担を全知全能を持って軽減するように努力する

○病める人およびその家族の望む“生活”と“医療”を最大限尊重する

- 要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用料金

1) 介護保険 利用料

◆ 訪問看護料金表【介護保険】◆

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合							
	訪問看護				介護予防			
	訪問看護 I 1 20分未満	訪問看護 I 2 30分未満	訪問看護 I 3 60分未満	訪問看護 I 4 90分未満	介護予防 訪問看護 I 1 20分未満	介護予防 訪問看護 I 2 30分未満	介護予防 訪問看護 I 3 60分未満	介護予防 訪問看護 I 4 90分未満
単位数	320 単位	477 単位	829 単位	1,134 単位	309 単位	457 単位	800 単位	1,096 単位
金額	3,468 円	5,170 円	8,986 円	12,292 円	3,349 円	4,953 円	8,672 円	11,880 円
1割負担	347 円	517 円	899 円	1,230 円	335 円	496 円	868 円	1,188 円
2割負担	694 円	1,034 円	1,798 円	2,459 円	670 円	991 円	1,735 円	2,376 円
3割負担	1,041 円	1,551 円	2,696 円	3,688 円	1,005 円	1,486 円	2,602 円	3,564 円

※ サービス提供体制加算 I 6 単位／回が含まれています。

所要時間	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問した場合					
	訪問看護			介護予防		
	訪問看護 I 5 20分	訪問看護 I 5 40分	訪問看護 I 52 超 60分	介護予防 訪問看護 I 5 20分	介護予防 訪問看護 I 5 40分	介護予防 訪問看護 I 52 超 60分
単位数	300 単位	600 単位	813 単位	290 単位	580 単位	444 単位
金額	3,252 円	6,504 円	8,812 円	3,143 円	6,287 円	4,812 円
1割負担	326 円	651 円	882 円	315 円	629 円	482 円
2割負担	651 円	1,301 円	1,763 円	629 円	1,258 円	963 円
3割負担	976 円	1,952 円	2,644 円	943 円	1,887 円	1,444 円

※ サービス提供体制加算 I 6 単位／回が含まれています。

利用者負担額の計算方法について

以下の①～③の手順に従って計算して頂くと負担額が算出できます。

- ① 合計単位 × 地域単価 (10.84 円) = A (小数点以下切り捨て)
- ② A × 0.9 (負担割合により 0.8・0.7) = B (小数点以下切り捨て)
- ③ A - B = 利用者負担額

注) 実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降加算されます。

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限り、介護保険による算定はせず、医療保険による訪問看護の提供となります。

○その他のサービスの加算料金

介護保険 項目 料金	内容	医療保険 項目 料金		
特別管理加算Ⅰ (1月につき) (支給限度額管理の対象外)	5,420円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者様に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。	特別管理加算(高) (1月につき)	5,000円
特別管理加算Ⅱ (1月につき) (支給限度額管理の対象外)	2,710円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である利用者様に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。	特別管理加算 (1月につき)	2,500円
緊急時訪問看護加算Ⅱ (1月につき) (支給限度額管理の対象外)	6,222円	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回加算します。	24時間対応体制加算Ⅱ (1月につき)	6,520円
		主治医の指示により、看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合に加算します。	緊急訪問看護加算 14日まで 15日以降	2,650円 2,000円
初回加算Ⅰ (1回につき)	3,794円	退院当日の訪問看護が必要と認められた対象とする利用者様に対して、訪問看護を実施した場合に加算します。	退院支援指導加算 (1回につき)	6,000円
初回加算Ⅱ (1回につき)	3,252円	新規に訪問看護計画を作成した利用者様に対して、訪問看護を提供した場合。初回の訪問看護を行った月に加算します。		
退院時共同指導加算 (1回につき、もしくは2回)	6,504円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算します。退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）に限り加算します。	退院時共同指導加算 (1回につき、もしくは2回)	8,000円
		退院後、特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に加算します。	特別管理指導加算 (1回につき)	2,000円
長時間訪問看護加算 (1回につき)	3,252円	特別な管理を必要とする利用者様に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる時に加算します。	長時間訪問看護加算 (週1回を限度とする)	5,200円
看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	2,710円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算します。		
		在宅で療養を行っている利用者の診療情報等を、月2回以上関係職種間で文書等により共有し、それを基に、療養上必要な指導及び助言を利用者様又は家族に行った場合に加算します。	在宅患者連携指導加算 (1月につき)	3,000円
		利用者様の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が参加して、共同で利用者様や家族に対して指導を行った場合に月2回に限り加算します。	在宅患者緊急時等カンフアレンス加算 (月2回まで)	2,000円
ターミナルケア加算 (死亡月) (支給限度額管理の対象外)	27,100円	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日及び死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に1回算定します。	訪問看護ターミナルケア 療養費（死亡月）	25,000円
		訪問看護ベースアップ評価料を1ヶ月に1回加算します。	訪問看護ベースアップ 評価料（1月につき）	780円

介護保険 項目 料金	内容	医療保険 項目 料金
	オンライン資格確認で患者の診療情報を取得し、その情報を活用して訪問看護の計画的な管理を行う場合加算します。	訪問看護医療 DX 情報活用加算（1月につき） 50円
エンゼルケア(自費)	2,1000 円	エンゼルケア(自費) 2,1000 円

2) 医療保険 利用料(1回につき)

訪問看護基本療養費	看護師・作業療法士・理学療法士
1日1回につき(週3日まで)	5,550円
1日1回につき(週4日以降)	6,550円
管理療養費（当月初回訪問日）	7,670円
管理療養費（2回目以降）	3,000円
情報提供療養費（求めに応じにつき）	1,500円
難病等複数回訪問看護加算 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別指示書の交付を受けた利用者)	1日2回訪問した場合 4,500円 1日3回以上訪問した場合 8,000円

基本利用料金に対して、早朝・夜間加算（6時～8時、18時～22時）2,100円 深夜加算（22時～6時）4,200円が加算されます。

※ 1ヶ月の利用料の目安

【訪問看護基本療養費×サービス利用回数】+ 管理療養費（初回）
+ 【管理療養費（2回目以降）×2回目以降の利用回数】+ 【加算】×0.1（1割負担）もしくは
0.2（2割負担）もしくは0.3（3割負担）= 【1ヶ月の利用料】

3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方の場合。

当ステーション自動車使用； 3km以内=250円 3～10km=450円 10km以上=750円

4) キャンセル料金

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：適寿訪問看護ステーション TEL 078-612-6831

①ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の30%
③ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

5) その他

サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担になります

6) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、指定の方法でお支払いください。

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

訪問看護を受けたい旨主治医に相談し、指示書の発行をお願いしてください。当ステーション職員がお伺いいたします。契約を結び、訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※この場合、条件を変更して訪問を継続することができます。
- ・利用者様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 理学療法士等の訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問につきましては、看護業務の一環であり、専門性の点から理学療法士等が訪問しております。利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有し、計画書及び報告書について、看護師と理学療法士等が連携し作成させていただきます。その後体調の変化等ございましたら、理学療法士等に代わり、看護師が訪問させていただくことがございます。

6 緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

7 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 虐待防止について

当ステーションは、利用者の人権擁護を最優先とし、虐待防止に関する法令を遵守します。職員への研修、相談体制の整備、虐待発見時の迅速な対応を行い、関係機関と連携しながら虐待の未然防止及び早期対応に努めます。虐待に対する相談・苦情については、当ステーションの管理者又は以下の窓口で受け付けます。

- (1) 養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）（従業者等が虐待を発見・疑いを持った場合の通報窓口）

電話 078-322-6774 受付 8:45～12:00、13:00～17:30（平日）

- (2) 家庭内の高齢者虐待

お近くのあんしんすこやかセンター又は区役所・支所あんしんすこやか係

9 看護学生の臨地実習について

当ステーションでは、看護師人材育成と貢献および職員の質向上の目的により、看護学生の臨地実習を受け入れています。学生の同行の際には、事前に説明をし、同意を得てから訪問させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

10 サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをケージに入る、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じ事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) 職員に対する迷惑行為によって健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

11 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- (3) ご家族を含めた訪問中の喫煙、飲酒。

12【当法人の概要】

名称・法人種別 医療法人社団 康人会
代表者役職・氏名 理事長 寺本 洋一
本社所在地・電話番号 神戸市長田区花山町2丁目11番32号
TEL 078-612-5533
FAX 078-612-5535

事業内容

適寿リハビリテーション病院／適寿訪問看護ステーション／在宅・居宅介護支援事業

13 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

適寿訪問看護ステーション

TEL :078-612-6831 (平日 9:00~17:00) 担当 米田 和子

当法人本部事務局

TEL :078-612-5533 (平日 9:00~17:00)

神戸市保健福祉局 介護指導課

TEL :078-322-6326 (平日 8:45~12:00、13:00~17:30)

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL :078-332-5617 (平日 8:45~17:15)

神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)

TEL :078-371-1221 (平日 8:45~17:30)

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

【事業者】

<事業者名> 適寿訪問看護ステーション (28060690086)
<住所> 神戸市長田区花山町2丁目11-23-202号
<代表者名> 医療法人社団 康人会
理事長 寺本 洋一

訪問看護・リハビリの提供開始にあたり、利用者様に対し『契約書』および『個人情報の取り扱いについて』 説明書に基づき重要な事項を説明しました。

<重要事項説明者> 米田 和子 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日
利用者

<氏名> 印

利用者家族（代表）

<氏名> (続柄) 印